

定 款

公益財団法人早稲田奉仕園

早稲田奉仕園は、米国バプテスト教会宣教師 H.B. ベニンホフ (Harry Baxter Benninghoff 1874-1949) が早稲田大学の創立者大隈重信の依頼により、1908年に早稲田の学生のためにキリスト教主義の寮を開設したことに始まる。ベニンホフは寮にて学生と生活を共にする一方、「3Lクラブ (Loyalty, Love, Liberty)」という英語聖書研究の集いを通して、寮生だけでなく広く他大学生を含めた青年に人格的な大きい影響を与えた。

ベニンホフがめざしたものは、他者と共に生き、自己実現と他者への奉仕による人間形成であり、人を愛し人に仕えることのできる人間、広く国際的視野に立つ青年の教育であった。時代を越えてこの創立の理念と伝統を受け継ぎつつ、イエス・キリストの友愛と奉仕の精神によって事業を推進し、社会における責任を果たすため、この定款を制定する。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人早稲田奉仕園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、イエス・キリストの奉仕の精神に基づき、広く国際的視野に立って、学生・留学生及び社会人に対し、学びと交わりを通しての人間形成の場を提供し、充実した生活の確立に向けた支援を通じて、国際交流・学術・教育・文化などの更なる探求と発展に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流・国際理解サークル活動を通じての国際相互理解の促進を目的とした社会教育体験事業
- (2) 障がい者支援サークル活動を通じての奉仕の精神の啓発及び障がい者と共に生きる社会作りを目的とした福祉活動体験事業
- (3) 講演会・セミナー等の運営を通じての学生、留学生及び社会人への社会教育講座等の事業
- (4) NGO及びNPO法人、市民団体及び学校法人等の推進する公益目的事業や、学生、留学生及び社会人による主体的な社会教育学習奉仕活動を助成する事業
- (5) 学生及び留学生を対象とした教育寮機能を有する寄宿舎の運営管理事業
- (6) 日本における国際交流政策の健全な運営の確保に資するために必要な事業
- (7) その他この法人の目的を達成するための事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、前条の公益目的事業の運営に資するために次の事業を行う。

(1) 不動産賃貸・管理事業

(2) 施設の貸与事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産はこの法人の基本財産とする。

2 この法人は、善良な管理者の注意義務をもって基本財産を管理し、基本財産の全部若しくは一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の基本財産以外の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置

き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織、事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 12 条 この法人に評議員 12 名以上 18 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同上第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受ける者をいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は次の事項を決議する。ただし、あらかじめ評議員会の目的として定めた事項以外の事項については決議することができない。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 各事業年度の事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書等決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない

ない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、会議の都度、当該評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 監事の解任

- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 第 35 条に規定する役員等の責任の一部免除
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 事業の全部の譲渡
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 23 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員の決議があったものとみなす。

2 前項の電磁的方法とは、一般法人法施行規則第 92 条に定めるものとする。

(報告の省略)

第 24 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が署名する。

(評議員会運営規程)

第 26 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程によるものとする。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 27 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 8 名以上 12 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、1 名を専務理事、3 名以内を常任理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常任理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事はキリスト教徒、若しくはキリスト教の精神に理解をもち、この法人の設立理念に賛同する者とする。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準じる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他の特殊の関係があつてはならない。

（理事の職務及び権限）

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常任理事は、理事会において定める役員及び機関の職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（理事の取引の制限）

第30条 理事は、次に掲げる場合は、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき

(2) 自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき

(3) この法人が当該理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 31 条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 その他監事の職務と権限は、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

(役員任期)

第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 33 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 34 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(役員等の責任の免除又は限定)

第 35 条 この法人は、役員（役員であった者を含む。）の一般法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、同法第 198 条において準用する第 113 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、一般法人法第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、同法第 198 条において準用する第 115 条第 1 項の規定により、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100,000 円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 36 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常任理事の選定並びに解職
- (4) 規程の改定及び廃止

2 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

（種類及び開催）

第 38 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から 1 週間以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 一般法人法第 101 条第 2 項並びに第 3 項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

（招集）

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに理事及び監事に対して通知しなければ

ならない。

- 4 前号の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第 40 条 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長が欠けたとき又は事故があるときは、互選により各理事がこれに当たる。

(決議)

- 第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、基本財産の処分又は除外の承認は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(決議の省略)

- 第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 29 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名しなければならない。

3 理事長が欠席をしたときは、出席した理事及び監事の全員が、第 1 項の議事録に署名しなければならない。

(理事会運営規程)

第 45 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 46 条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会は理事会の諮問に応じて原案を作成し、理事長に対して答申を行う。

3 委員会の委員、任務及び運営に関する必要な事項は、理事会において決議する。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条 (目的)、第 4 条 (公益目的事業)、第 5 条 (その他の事業) 及び第 13 条 (評議員の選任及び解任) についても適用する。

3 次の認定法第 11 条第 1 項各号に係る事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

(1) 定款で定めた公益目的事業を行う都道府県の区域、又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（新設又は廃止を含む）

(2) 公益目的事業の種類又は内容の変更

(3) 収益事業等の内容の変更

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、基本財産の滅失その他この法人の目的である事業の成功の不能、一般法人法第 202 条に規定する事由、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 49 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

附 則

1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の登記の日に就任する理事は、奥島孝康、安積義晴、稲垣隆一、内田勝一、大橋正明、大山和定、齊藤善久、古賀博、丹野真人、野木虔一、吉田博、監事は金子博、前田隆士とする。

4 この法人の最初の代表理事は、奥島孝康とする。この法人の最初の業務執行理事は、大山和定、古賀博、野木虔一、吉田博とする。

5 この法人の登記の日に就任する最初の評議員は、石川良一、石塚多美子、泉谷五十鈴、伊藤幸史、茨木龍芳、梅沢良雄、大矢直人、小川忠、黒住直、佐藤亨、土屋忍、名取智子、松田智樹、守田芳秋、矢野百合子、李明生とする。

別表第 1

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第 6 条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	5503.11 m ² 東京都新宿区西早稲田 2-3-1
建物	スコットホール 1032.58 m ² 東京都新宿区西早稲田 2-3-1 地上 3 階地下 1 階建